

Heart center live demonstration On the Web TOYOHASHI  
(HOW Live! TOYOHASHI)

会則

2020年7月1日 施行

## 第1章 総則

- 第1条** (名称)  
本研究会はHeart center live demonstration On the Web TOYOHASHI (以下研究会) と称する。  
本研究会の事務局を愛知県豊橋市東脇4丁目1-24、株式会社フェロー内に設置する。
- 第2条** (目的)  
本研究会は、血管内治療の診断と治療の向上と若手医師の育成を目的とする。
- 第3条** (事業)  
本研究会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) ライブデモンストレーションの開催  
(2) 会員相互の交流  
(3) その他本研究会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

- 第4条** (会員)  
本研究会の目的に賛同し、会に参加した者によって構成する。

## 第3章 役員

- 第5条** (役員)  
本研究会は次の役員を置く。  
(1) 世話人代表 1名  
(2) 世話人 数名  
(3) 会計 1名  
(4) 会計監査 1名  
(5) 事務局代表 1名
- 第6条** (選任)  
本研究会の役員は、次の各項によって選任される。  
(1) 代表世話人は世話人会において世話人より選任される。  
(2) 会計監査は世話人会によって選任される。  
(3) 事務局代表は世話人によって選任される。  
(4) 世話人の変更は、世話人会によって選出され、総会により承認される
- 第7条** (任期)  
本研究会の役員の任期は以下の通りとする。  
(1) 本研究会の役員任期は2年とし再任を妨げない。  
(2) 業務に関しては、引継ぎの日まで執行しなければならない。  
(3) 連続して2年以上の世話人会に欠席したものは辞退したものとみなす。
- 第8条** (職務)  
本研究会の役員の任期は以下の通りとする。  
(1) 代表世話人は、本研究会を代表すると共に運営を統括する。  
(2) 世話人は世話人会を組織し、本研究会の維持と発展に努める。  
(3) 会計は前年度会計報告を、翌年春の総会に報告し承認を受ける。  
(4) 会計監査は会計を監督する。  
(5) 事務局代表は事務局の業務を統括する。

## 第5章 世話人会

### 第9条 (会議)

本研究会は、本研究会の会務を行うために、次の会議をおく。

- (1) 世話人会

### 第10条 (規定)

世話人会は、次の規定にしたがって行う。

- (1) 世話人会は、世話人によって構成される。
- (2) 定期世話人会は、定期的かつ必要に応じて代表世話人が召集する。
- (3) 世話人会の議長は代表世話人が行う。
- (4) 事務局代表及び代表代行は議事録作成のため、世話会に出席することができる。

### 第11条 (会議事項)

会議に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 会則の改廃に関する事項
- (2) 役員改選に関する事項
- (3) 事業報告及び会計報告に関する事項
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) その他総会に付議すべき重要事項

## 第6章 補 則

第12条 本研究会の会費の改定は世話会が別途定める。

第13条 本研究会の経費は、広告掲載料、協賛金、その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本研究会の運営に必要な細則は世話会にて別に定めることができる。

第15条 本研究会規約 2020年7月1日施行